

はくさん週休2日工事 実施要領

1 主旨

建設業における労働環境の改善に向け、工事現場において週休2日に取り組む工事「はくさん週休2日工事」（以下、「週休2日工事」という）を実施するにあたり必要な事項を定める。

2 対象工事

対象工事は、発注者指定型として発注するものとし、特記仕様書において対象工事であることを明示すること。

(1) 発注者指定型

原則当初設計額5百万円以上の工事及び発注者が特に必要と認める工事
(ただし、災害復旧工事及び適用困難工事は除く。また、当面の間ICT工事の場合は(2)その他とする)

(2) その他

(1)として発注していない工事において、受注者から希望があり、発注者と協議が整った場合(1)と同様の取り扱いができるものとする。なお、現場着手前までに、様式1の協議書により週休2日工事の実施の有無を発注者と協議すること。

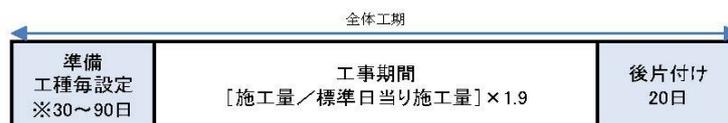
3 取り組み内容

3-1 工期設定

原則として(1)により設定することとする。ただし、これにより難しい場合は(2)によることができる。

(1) 標準日当り施工量及び年間作業不可能率による設定(工期設定支援システム)

実工期(施工量/標準日当り施工量)に年間作業不可能率(国の年間作業不可能率を準拠)を乗じた日数に、準備、後片付けの日数(下表)を合計した日数とする。(営繕工事は除く)



準備日数	後片付日数	工種区分
30	20	砂防・地すべり等、河川維持
40		河川、河川・道路構造物、海岸、道路改良
50		舗装(新設)、道路維持
60		橋梁保全、舗装(修繕)
70		PC橋
80		共同溝等、トンネル
90		鋼橋架設、電線共同溝

(2) 過去の実績等による設定

土木工事積算資料の過去の実績等による工事日数を参考に工期を設定することとし、週休2日を考慮するため、1月あたり4日を加算し工期を設定すること。なお、農林水産事業や上下水道事業など積算資料に掲載がないものについても、詳細設計業務等において作成した施工計画や過去実績を考慮のうえ工期を設定することとし、原則として1月あたり4日を加算すること。

3-2 工事看板

受注者は、工事現場に週休2日に取り組むことを記載した工事看板（別図1）を設置すること。

3-3 工程管理

(1) 工事着手前

受注者は、現場着手前に週休2日の計画工程を工事工程表（様式2を標準とする）に記入し、監督員に提出・共有すること。

(2) 工事中

受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は工事工程表を修正し、監督員に提出・共有すること。

(3) 工事完了時

受注者は、工期最終日までに、工事工程表に実施工程を記入し、監督員に提出すること。

4 週休2日の工事の定義

工期内の対象期間において週休2日（4週8休相当）の現場閉所を確保することとする。

4週8休相当とは、現場着手日から現場完了日のうち、現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

①対象期間

現場着手日から現場完了日のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間の他、下記の期間を除いたもの。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間等
- ・その他

②現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日

③現場完了日

工事施工範囲内ですべての作業が完了した日

④現場閉所

・工事施工箇所において材料搬入、現場事務所での事務作業等を含め、一切の現地作業を行わない状態をいう。ただし、作業を伴わない現場巡視等は現場閉所とする（出来形計測等は不可）

- ・天候不順（雨天・降雪等）により休工した日は現場閉所とする

5 週休2日の確認方法

発注者は、3-3の工事工程表に基づき、下記の内容に留意し、週休2日の確保の確認を行うこと。

- ・対象期間（現場着手日～現場完了日）
- ・週休2日（4週8休相当）の日数の確認
- ・上記日数の休日が確保されたか

6 費用

(1) 発注者指定型

- ・週休2日の確保を前提に当初設計から、発注時の基準（補正等）（4週8休）により積算を行う。
- ・施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、上記補正分を減額する。

(2) その他

- ・当初設計では、従来基準により積算を行い、週休2日（4週8休相当）の確保が確認できた場合（見込まれる場合）は、発注時の国の基準（補正等）により変更設計を行う。
- ・ただし、工事着手前に発注者と様式1による協議が整わなかったもの、または協議を行わなかったものは補正の対象としない。

7 評定

週休2日の確保が確認できた場合、社会性等（第二次評定）における「建設現場における週休2日（4週8休相当）を達成」において、2.5点の加点とすること。

8 その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

附則

この要領は、令和元年11月1日から適用する。（試行）

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

◆ 工事看板参考図（別図1）

ご迷惑をおかけします
〇〇〇〇〇〇を なおしています
令和〇年〇月〇日まで 時間帯 〇：〇〇～〇：〇〇
〇〇〇〇〇〇工事
この工事は 週休2日に取り組んでいます
発注者 白山市〇〇部〇〇課 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
施工者 〇〇〇〇〇建設株式会社 現場代理人 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

◇工事看板に「この工事は、週休2日に取り組んでいます」と記載する。